

水産加工原料価格高騰対策支援事業費補助金

よくある質問（FAQ）

区分	質問	回答	更新日
見積書	見積書の形式に指定はあるか	指定様式はありませんが、見積書などの根拠書類については、宛名を補助事業者（会社）にしてください。	R8.2.10
見積書	見積書の徴収時期に指定はあるか	見積日が募集開始日以降で、有効期限内のものとしします。発注までに有効期限が到来し、見積額に変更があった場合は、実績報告時に変更後の見積書を提出してください。	R8.2.10
見積書	既存設備の撤去費用についても、見積書が必要か	購入する場合と同様の扱いとします。 ・原則、2者以上からの相見積もりが必要 ・1者見積とする場合は、業者選定理由書を提出	R8.2.10
加工資機材等購入費	機械設備を購入した際の送料は、補助対象になるか	補助対象になります。 根拠書類として、内訳（本体価格と送料）が確認できる書類を提出してください。	R8.2.10
加工資機材等購入費	補助事業に使用するパソコンを購入したいが、補助対象になるか	汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、タブレット、プリンタ、カメラ等）は、補助対象外となります。ただし、導入設備と一体的に据え付けられ、当該設備専用で使用される場合は、補助対象になります。	R8.2.10
加工資機材等購入費	ソフトウェアを購入したいが、補助対象になるか	補助対象になりません。補助対象は、設備（ハードウェア）の導入に要する経費です。 ただし、導入設備の稼働に不可欠であり、当該設備専用で使用されるソフトウェアは、補助対象になります。	R8.2.10

区分	質問	回答	更新日
加工資機材等購入費	中古品を購入したいが、補助対象になるか	導入したい設備の生産が終了している等、やむを得ない事情がある場合にのみ、中古品の購入を認めます。中古品を購入する場合は、購入理由書を提出してください。 なお、財産処分時において、中古品の処分制限期間は新品の処分制限期間と同期間になりますのでご承知おきください。	R8.2.10
対象経費	販路開拓に係る費用は、補助対象になるか	補助対象になりません。補助対象にならないものの例としては以下のとおりです。 <u>包装デザイン等開発費費、ECサイト改良・構築費、紹介資料作成費、マーケティング委託費、商談会等出展経費、ポスター・パンフレット等の制作費及び送料、広告料等のPR経費</u>	R8.2.10
対象経費	既存原料と水産物の種類は同じだが、産地を変更したい。この場合は、補助対象になるか	交付要綱別表1のとおり、ご質問の原料は代替原料という取り扱いになるため、補助対象となります。	R8.2.10
対象経費	原料とする水産物を自社で生産（養殖・漁業）する際に必要な養殖・漁業用資機材などは補助対象となるか。	本事業では生産（養殖・漁業）に必要な養殖・漁業用資機材などに要する費用は、補助対象になりません。	R8.3.17
Logoフォーム	Logoフォームについて確認したい	Logoフォームの操作方法や不具合についてはLogoフォームのホームページ（ https://info.logoform.jp/ ）からご確認・お問い合わせください。 なお、アカウント登録は不要です。	R8.2.10